次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業 主行動計画

株式会社アクセスジャパンは「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

令和 2年 6月 1日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

- 1. 計画期間 令和 2年6月1日~令和5年5月31日までの3年間
- 2. 実施内容
 - 1. 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報 提供を行う
 - <対策>
 - 令和 2年 6月~: 法に基づく諸制度の調査
 - 令和 2年 10月~: 制度に関する資料を作成し、グループチャット、タスク管理システム等により社員全員に配布
 - 2. 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う
 - <対策>
 - 令和 3年 1月~: 制度内容等についてグループチャット、タスク管理システム等により社員全員に周知
 - 令和 3年 3月~: 管理職を対象とした研修の実施
 - 3. 小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の導入を検討する
 - <対策>
 - 令和 3年 4月~: 社内検討委員会を設置
 - 令和 3年 9月~: 就業規則を変更し労働基準監督署に届け出
 - 令和 3年 10月~: 制度内容等についてグループチャット、タスク管理システム等により社員全員に周知
 - 4. 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する
 - <対策>
 - 令和 4年10月~: 相談窓口の設置について検討、相談員の人選
 - 令和 5年 1月~: 相談員の研修
 - 令和 5年 4月~: 相談窓口の設置について社員への周知

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

- 1. 計画期間 令和 2年 6月 1日 ~ 令和 7年 5月 31日までの 5年間
- 2. 目標
 - 1. 計画期間中に女性の採用比率を30%~50%まで高める
 - 2. 計画期間中に1名以上の女性管理職登用を実現させる
- 3. 課題と対策
 - 1. 女性の採用比率が低い
 - 当社のにおける直近3年間の女性の採用比率は27.2%である
 - 女性採用担当者の増強
 - 部門別にスタッフの女性比率の目標値を設定
 - 技術系の女性就労者向けの啓蒙活動(メディア、動画、セミナー等)を検討
 - 2. 管理職に占める女性の割合が低い
 - 男女格差のない人事評価制度であることを周知させる
 - 対象者に外部の動画、セミナー等の受講を働きかけ、積極的に登用する意思があることを周知させる